

議会の仕事・用語解説

【市議会】しぎかい

市議会は、市民の要望を聞き、予算や条例など市の意思を決めることから「議決機関」といい、市長は市議会で決めたことに基づきながら実際に事業を行うので「執行機関」といいます。市議会と市長は、独立した立場から協力し合い、市政を運営していきます。

【議会の仕事】ぎかこのじむじ

市議会の基本的な仕事は、「議決」です。市長や議員から提出された議案などを審議し、議会の意思を決めます。主に次のようなものがあります。

- ◆ 条例の制定、改正、廃止
- ◆ 予算の決定、決算の認定
- ◆ 予定価格1億5千万円以上の工事や製造の請負契約の締結
- ◆ 副市長、教育長、監査委員などの選任同意
- ◆ 国や県へ意見書の提出

【一般質問】いつびんいつせん

一般質問は、議案に関係なく、行財政や市政全般について、市長をはじめとした執行機関に対して見解などを問うもので、定例会でのみ行われます。議案の審議と同じように、一般質問も重要な役割をもっており、市民の考えを市政に反映させるなど、市当局と自由

に討議ができる場でもあります。

円滑な議会運営および適切な答弁を得るため、事前に質問の趣旨を議長に通告すること（**通告制**）による**ヒアリング**を実施しています。

【通告制】つうこくせい

議会での発言は、すべて、議長の許可を得た後に行わなければならず、事前に、質問の趣旨を議長に提出する場合があります。それを**通告制**といいます。

一般質問については、定められた期間内に、議長に質問の趣旨を文書で通告することが、市議会会議規則で決められています。

議案に対する質疑については、その時々々の議会の状況によって、一部分（新年度予算や決算に対する質疑など）については、**通告制**を実施する場合があります。

通告制を実施することにより、議員の質問の内容や件数を、事前に把握できるため、議会のスムーズな進行にもつながっています。

【ヒアリング】ひありんぐ

一般質問の趣旨を正確に把握するため、市当局が、議員に、質問の趣旨を事前に確認することです。議会のスムーズな進行および、一般質問に対して適切な答弁を得ることを目的とし、秩父市議会では、**ヒアリング**を実施しています。

ありがとうございました

◆ 9月定例会の盆栽

9月定例会に盆栽を提供していただいた方は、日本盆栽協会秩父支部の、新井清さん（中村町）、岩田亨男さん（中村町）、堀口正一さん（大野原）、関根茂男さん（上宮地町）、です。



堀口正一さん提供

新井 清さん提供

関根茂男さん提供

岩田亨男さん提供

●市議会を傍聴してみませんか● 12月定例会の予定

各日、午前10時開会予定

日 程	議 事
11月29日(金)	開会、議案説明
12月9日(月)	議案に対する質疑
10日(火)、11日(水)、12日(木)	一般質問
13日(金)	委員会
18日(水)	委員長報告、採決、閉会

- ※ 議場は、吉田総合支所の3階です。
- ※ 日程は、定例会初日に正式に決定されるため、都合により変更になる場合もありますので、傍聴の際は、議会事務局へお問い合わせください。
- ※ 委員会の傍聴は、事前に許可が必要です。

編集後記

酷暑の中始まった、9月定例会でしたが、全国的に大変な被害をもたらした台風18号が去った9月18日閉会しました。秩父地方の被害は直撃の割には少なかつたよう改めて秩父が安心安全な住みよい街と実感致しました。

さて、9月議会は24年度決算の認定が中心でした。各議員多岐にわたり質疑が行われました。この議会だよりにわかりやすく掲載させて頂きましたので、多くの市民の皆様にご覧頂くことを期待します。

この紙面が各家庭に届く頃には、冬祭りも近づき寒さに向かつて参りますので市民の皆様には健康に充分ご留意下さい。

平成25年9月 高野 宏記

編集委員

- 委員長 木村 隆彦
- 副委員長 大久保 進
- 委員 金崎 昌之
- 上野 富夫
- 高野 進
- 山中 進